

「おもてなし遍路道ウォーク」 巡礼リレーと一日一斉



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 新型コロナの感染拡大で、1月末現在11都府県に緊急事態宣言が出されています。観光業、飲食業の経済的打撃は甚大なものです。四国遍路も影響を受け、お遍路さんの数が激減しています。さぬき市の前山おへんろ交流サロンで歩き遍路の結願者に発行している「遍路大使任命書」の発行枚数を2020年の1年間(1月1日～12月31日)で見ると766枚、内外国人は6枚でした。通常は2,500枚程度多いときには3,000枚を超える年もあったことを考えると3分の1以下に減っています。

外国人についてはここ数年、全体の15%位で推移していて、四国遍路が海外でも知られるようになってきていると感じていたのですが、2020年は1%にも満たない比率です。知名度が落ちたわけではなく、海外からの訪日が厳しく制限されていてお遍路を希望される方が日本に来られなくなってしまったのです。私にも昨年春に7名ほどの外国人からお遍路に行くのでサポートして欲しいと連絡がありましたが、すべて延期(キャンセル)になってしまいました。彼らの来日の目処は立っていません。

2 お遍路さんが利用する遍路宿も影響を受けています。そこで遍路宿の経営者たちが立ち上がって、お遍路を支える地元の人たちがコロナ終息を祈願して四国遍路をする、【お宿がつなぐ巡礼リレー～四国遍路～】を企画し、昨年秋の10月17日から年末にかけて実施されました。

私も四国遍路やおもてなし文化の活性化に取り組むNPOで活動をしているので、遍路宿とは直接関係していませんが主催者から協力要請がありました。調整の結果、12月3日(木)に志度寺～長尾寺～大窪寺を歩くことになりました。巡礼リレーは1番霊山寺から始めているので88番大窪寺で結願になります。志度寺までリレーされてきた納経帳・金剛杖・協力者の署名のある旗を受け継いで歩く大変重要なアンカーを託されました。

3 同行者3名と朝9時に志度寺を出発して長尾寺で納経し、さぬき市前山おへんろ交流サロンでの昼食休憩後に大窪寺を目指します。大

窪寺へはいくつかのルートがあるのですが、今回は花折山遍路道経由で国の史跡に指定される大窪寺道を歩きました。主催者から歩きの様子をウェアラブル・カメラで撮影するように依頼されたので、「四国遍路」が世界遺産登録された際には中心的な資産になる史跡指定の遍路道を撮影しておこうと考えました。

お遍路交流サロンを出てすぐの花折山遍路道の約2kmの行程を1時間で歩き、女体山を超えるよりも厳しく感じました。花折山を越えて、その後は途切れ途切れになりますが史跡指定の遍路道を歩きます。車道から外れて歩く山道の出入り口には地元の方が最近設置したと思われる木製の道標が建てられています。

15時過ぎには大窪寺に到着して納経を済ませてアンカーの重責を果たすことが出来てほっとしました。霊場寺院ではコロナ終息を祈願しました。お遍路の様子は動画に収録したので準備が出来ればインターネットで公開されると聞いています。我々も楽しみにしています。

4 この巡礼リレーは文字通りリレーして巡礼、四国遍路を行うものです。最初に協力要請を受けたときに、NPO法人遍路とおもてなしのネットワークで毎年開催している一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」と重なるのではないかと考えました。

しかし、詳しく説明を聞いてまったく異なる趣旨のイベントであると思いました。一日一斉「おもてなし遍路道ウォーク」でも遍路道を区間に分けて歩くのでリレーの様な印象を与えますが、それぞれの区間をリレーするのではなく遍路道の点検を行います。点検した足跡をつなぐと遍路道はつながりますが特にリレーをするわけではありません。なにより「遍路」をするのではなくお遍路さんのために道を点検するという点がユニークです。

今年は第6回として2月23日(火・祝)に開催することで準備を進めてきましたが、コロナが感染拡大している状況からやむなく無期延期としました。残念ですが、状況が許すようになれば開催しますので、その際にはご協力をよろしく願います。

中央会だより 1

中協法・中団法・商振法施行規則の一部改正について

行政手続における押印手続の見直しに伴い、令和2年12月28日に、「中小企業等協同組合法施行規則」、「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」及び「商店街振興組合法施行規則」の一部を改正する命令(省令)が公布・施行されました。

これに伴い、決算関係書類提出書や役員変更届書、定款変更認可申請書等について押印が不要となります。

●例(決算関係書類提出書)

今回の改正について、ご不明な点がございましたら、本会指導員までご相談ください。

中央会だより 2

外国人技能実習制度適正化事業 適正化講習会を開催

1月13・14日、ホテルパールガーデン(高松市)において、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的に講習会を開催し、組合関係者ら約80名の出席がありました。

まずはじめに、外国人技能実習機構高松事務所認定課・山中秀樹氏を講師にお迎えし、「技能実習生受入の現状について」をテーマに、新型コロナウイルス感染症の影響による対応について、具体的な事例を踏まえながら説明をいただきました。

続いて、同事務所指導課・伊勢島淳一氏より、「監理団体及び実習実施者への実地検査について」をテーマに、監理団体(組合)が実習実施機関(組合員企業)を監査する際に確認する労働基準法に係る法定帳簿等のポイント、検査時の重点項目について説明いただき、出席者は熱心に耳を傾けていました。



▲山中講師



▲伊勢島講師



▲講習会の様子

中央会だより 3

中小企業者連携セミナーを開催

1月20日、ホテルパールガーデン（高松市）において、中小企業者の組織化を目的にセミナーを開催し、約40名の出席がありました。

まずはじめに、中小企業診断士・高市敦史氏より、「連携から見出す中小企業の活路」をテーマに、中小・小規模企業を取り巻く現状や国の支援策についての解説、事業者同士の連携による成功事例、組織化のメリットについて説明がありました。

続いて、企業組合津島あぐり工房・山下由美理事長より、「創業者から経営者へ～アフターコロナを見据えて～」をテーマに、組合で行っている事業、実際に組織化を行ってみたいのメリット、経営者としての意識の変革についてお話がありました。

出席者は、複数の事業者が集まることで得られる強みについて、自社でも組織化のメリットはないかと熱心に受講されていました。



▲高市講師



▲山下講師



▲セミナーの様子

協議会だより

外国人技能実習生受入に関する要望を実施

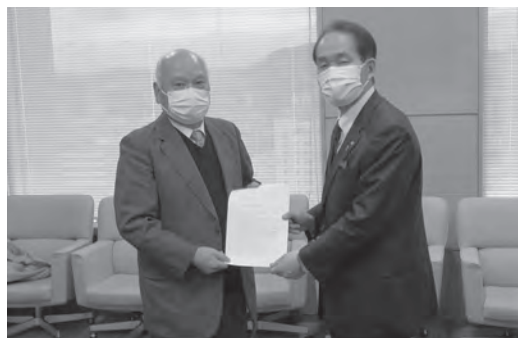
1月7日、香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会（楠井芳則会長）は、香川県中央会、香川県農業協同組合外国人受入協議会並びに香川県商工会連合会とともに、香川県庁において外国人材入国時滞在費補助についての要望を行いました。

技能実習生の入国時には感染防止対策のため、14日間の待機、公共交通機関の不利用が要件となっており、宿泊費並びに交通費は受入企業にとって大きな負担となっています。そこで、コロナウイルス感染症対策及び安定した事業継続を図るため、既に北海道、宮城県、鳥取県、福岡県、鹿児島県でスタートしている宿泊費を補助する制度の導入を求め要望を行ったものです。

当日は、楠井会長をはじめ、増田副会長、香川県農業協同組合外国人受入協議会木下会長、香川県商工会連合会三谷監事の4名が浜田知事並びに西川県議会議長を訪問し、外国人材を受け入れている企業の窮状を訴えるとともに、制度の早期実現に向けて意見交換を行いました。



▲要望の様子



▲要望書の提出を行う楠井会長（左）

会員ニュース

あじiShiのあるクリスマスを開催

庵治石開発協同組合
讃岐石材加工協同組合
協同組合庵治石振興会

庵治石開発協同組合、讃岐石材加工協同組合、協同組合庵治石振興会は12月のクリスマスシーズンに合わせて、高松市子ども未来館（高松市）において、特許庁主催「全国地域ブランド総選挙」活動の一環として、高松市伝統的ものづくり庵治産地石製品の作品展示会を行い、4日間で1,000人以上の方が訪れました。

墓石として全国区の知名度を誇る庵治石ですが、墓石以外の使い方についてはあまり知られていないのが実情です。そこで、香川高等専門学校（高松市）の学生と共同で、季節感のあるテーマで庵治石の新たな活用方法を広めたいとの思いから、クリスマスにちなんだ作品を展示することとなりました。会場には庵治石で作られたクリスマスツリー等が並び、子ども連れの方々を中心に展示された作品を楽しんでいました。

現在、全国的にお墓離れが加速しており、墓石としての需要が低下しています。そこで他の業界とも協力し、もっと身近に庵治石を取り入れてもらうことを考えています。特に外壁やインテリアなどの建築素材として、見た目も良く重宝されるため、建設業界への情報発信を積極的に行っています。今後は、季節ごとに庵治石の魅力を感じてもらえるようなイベントの開催を通じて、庵治石の新たな活用方法を模索していきたいとのことでした。



▲会場の様子



▲庵治石で作られたクリスマスツリー

FROM青年部

令和2年7月豪雨災害義援金を贈呈

1月15日、本会青年部（十河孝浩会長）は、赤い羽根共同募金（社会福祉法人香川県共同募金会）に対して、令和2年7月豪雨で被災された方への義援金を贈呈しました。

昨年7月に発生した豪雨災害では、多くの方々が被災し、今なお復興に尽力されています。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、従来に比して復興が進みにくい状況にあります。

そこで、現地の方々の助力になればという思いから、寄付を実施することとなりました。当日は、十河会長が山下祐司常務理事を訪問し、目録の贈呈を行いました。本会青年部ではこれからも、他団体と協力して、防災に関する取組を行っていく所存です。



▲目録を贈呈する十河会長(左)

「令和3年度当初予算案」及び 「令和2年度第三次補正予算」のポイント

令和2年12月21日、令和3年度予算案が閣議決定され、また令和3年1月28日、令和2年度第三次補正予算が成立しましたので一部抜粋してご紹介いたします。

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的課題に対応することが喫緊の課題。
- 第三次補正予算案及び当初予算案を合わせて15か月予算として、①「事業継続や事業再構築の後押し」、②「事業承継・引き継ぎ・再生等の支援」、③「生産性向上による成長促進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図る。
- 加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組む。

①事業継続や事業再構築の後押し

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらを通じた規模拡大等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する補助金を新設。〔中小企業等事業再構築促進事業〕
- 民間実質無利子融資を年度末まで延長するとともに、中小企業等の経営改善等の取組を支援するための信用保証制度や日本公庫等の融資制度を創設・拡充する。

②事業承継・引き継ぎ・再生等の支援

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。事業承継・引き継ぎを総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
- 事業承継・引き継ぎを契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継・引き継ぎ補助金を措置し、承継等を機縁とした成長促進を強力に支援。
- コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、中小企業等の再生計画策定の要望に十分に応じられるよう体制を拡充する。

③生産性向上による成長促進

- 中小企業等が感染拡大を抑えながらポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換等を実現し、生産性向上を図るための支援を継続的に実施する。
- 研究開発等を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進するとともに、今後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に応じた海外進出を支援。
- デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- 政府の中小企業向け支援サイトであるミラサポplusの拡充等も実施。

④経営の下支え、事業環境の整備

- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援
- 小規模事業者対策推進等事業
- GoTo商店街事業
- 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業
- 中小企業取引対策事業

⑤災害からの復旧・復興、事前の備え

- なりわい再建支援事業
- なりわい再建資金利子補給事業
- 被災小規模事業者再建事業
- 中小企業強靱化対策事業
- ・中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機構の地域本部に配置し、相談体制を整備。

なお、詳しい情報は、中小企業庁ホームページ「中小企業対策関連予算」
(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>)においてご確認ください。

「感染拡大が繁忙期と重なり、大きく影響を受けている」 2020年12月

製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> ●依然として新型コロナウイルスの影響により小麦粉の販売量(業務用)は落ち込んでいる。麺類の土産用は大きく落ち込んでいるが、乾麺は落ち着いている。また、令和3年1月から業務用の「強力系小麦粉」25kgあたり55円、「中力系・薄力系」同55円、「国内産小麦」同30円の値下げとなる。(製粉製麺) ●出荷量ベースでは組合全体として前年同月対比86.9%(11月分)であった。感染も再拡大している中、先行きは不透明な状況である。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による10月の冷凍食品生産数量は昨対103.9%となり、1月～10月の累計は100.5%となった。12月は新型コロナウイルス第3波の感染拡大によって外食を中心として自粛ムードが高まり、消費が減少し、製造数量も減少した。今後、首都圏を中心とした緊急事態宣言が発令される可能性もあり、その影響は計り知れない。(冷凍食品) ●組合員の12月単月の売上状況はほぼ前年並みと推察され、当組合の出荷状況についても第3四半期(4月～12月)を終え、微減傾向にあるものの、収益面ではやや持ち直しの状況が見られる。1月以降の新型コロナウイルスの企業収益面への影響が懸念されるが、市場の消費動向を静観する情勢下にあると考える。(醤油)
	繊維工業	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症は、製造・販売に依然として大きな影響を及ぼしている。12月中旬からの寒さでようやく店頭での販売に好転の兆しが見え始めたがすでにクリアランスセールに入っている店舗が多く、大幅な業績の回復は期待できない。また、ここにきて新型コロナウイルス感染症の第3波が訪れており、大都市圏を中心に入出の減少が予想され、せつかくの寒さによる販売の好転に影響を及ぼす恐れも出てきた。(手袋)
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> ●家具業界全般的に好調だが当組合においてはバラツキが見られる。新しい生活様式やオフィス環境を重視した商品開発や市場開拓が急務である。(家具) ●例年12月は注文が増えて多忙だがコロナ禍で上棟の延期等が見受けられ、木材小売店の仕入れ量も減少し、荷動きも悪い。12月になり、原木価格が上昇したため、販売価格を値上げした。(製材) ●木材の買い控えで在庫は減少しているが、コロナ禍で流通が悪いため、需要も住宅着工戸数も減少しており、厳しい業況である。(木材)
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響に伴う鈍化で国際船便の便数が減少している。荷物が集まらず船便が出せないとの話だが、仕事の納期に少しずつ影響を及ぼし始めている。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ●前月と変化なく、低調、横ばいで推移している。(鋳物) ●寒波・乾燥の時節とコロナ禍が重なり、同一層気を引き締めているところである。もしもの時のための備え(多能工化等)に各社注力している。ワクチン接種開始が転機になればと祈るばかりである。(鍍金) ●当初期待された秋以降の回復がみられない端境期が予想以上に長期化し、コロナ禍の影響も加わり、先行きは強い不透明感が漂っている。それに加え、発注業者の競争の激化で価格が下落し、あわせて鋼材価格の上昇もあり、組合員の経営状況は難しい環境に置かれている。(建設用金属)
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●業況は相変わらず低調であり、人員も減少している。(造船)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●GoToトラベルなどの効果により11月末頃から売上げが少し回復し、前年よりもプラスにはならないが、マイナス幅は減少した。ただ、12月後半に入り新型コロナウイルスの感染が拡大し、その影響が今後心配される。(漆器) ●12月の業況は前月から続く防衛省の仕事に関わられたので昨年と比べて少し小売業の売上が増加した。同業他社も自衛隊の布団に関わり、売上を出している。また、コロナ禍でもネット販売をしている店が売上を伸ばしている。(寝寝具)
非製造業	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●GoTo停止以降、業界への影響が大きく、キャンセル等の発生によって業務中心の店及び会社は売上げがままならない状況である。量販店も帰省の人が少なく、店売りは昨年を下回っている。(青果物) ●12月中旬に原油価格上昇に伴う卸売価格上昇分2円が小売価格に未転嫁のため、苦しい状況が続いている。カーボンゼロの方針が出たことで業界には今後を不安視している企業が多くなった。(石油) ●当初はコロナ禍の家電需要は落ち込むと見られていたが、巣ごもり需要というべき動きが見られ、予想を覆して好調な動きになっている。(電機)
	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●香川県は全国的に見ても新型コロナウイルス感染者は比較的少なく、週末を中心に年末は多くの人通りもあり、賑わった。株高の背景もあり、富裕層は例年予定した海外旅行等の支出がなく、金余りの状態であることから季節性の無い高級雑貨や資産価値として手元に残る高級宝飾品、時計等が昨年以上に好調な推移である。飲食店は酒類を提供する夜型の店を中心に相変わらず大きなダメージを負い、閉店に追い込まれる店も多いが、一概に景気が悪いとは言いきれない。国は緊急事態宣言の発出を首都圏で予定しているが地方でも対岸の火事では済まされない状況も見受けられることから一気に全国で発出されないことを祈るばかりである。(高松市) ●年末の人通りは過去最悪ではないだろうか。長引くほど厳しさが増している。(高松市) ●新型コロナウイルスの長期化により各店への影響が大きくなっている。終息しても節約ムードに慣れたお客様に対して売上げが上昇できるか心配である。2020年は、多くの芸術家の作品展が商店街内で開催され、市外からのお客様が増えたように思う。(坂出市) ●新型コロナウイルスと消費の減退など様々な要因で街にまったく人が出て来ない。「これが12月か?」と情けないような惨状だった。年の瀬も、大型スーパーは分からないが、惣菜・生花・精肉などの店から「全然良くない」と言っていた。(丸亀市) ●不要不急の外出者によって店が成り立っていた事がよく分かった。宅配業の友人によると「こんなものまで...。」と思うような物でも実店舗をスルーして流通しているとの事である。コロナ禍の今と前年の状況とでは比較にならないほど悪く、仕入先からの営業活動や情報提供も減少している。(観音寺市)

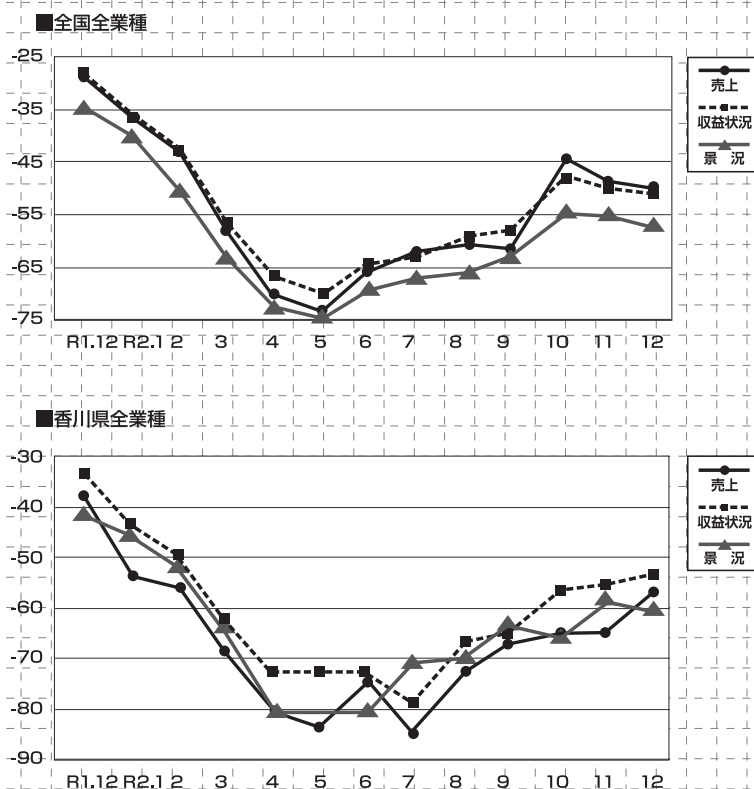
12月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-58.3ポイントで前月調査の-64.6ポイントから6.3ポイント改善し、収益DI値は-54.2ポイントで前月調査の-56.3ポイントから2.1ポイント改善した。しかし、景況DI値は-60.4ポイントで前月調査の-58.3ポイントから2.1ポイント悪化した。
 新型コロナウイルス感染拡大が、繁忙期となる年末年始と重なり、大きく影響を受けているとの報告がみられる。

非製造業	サービス業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●いつもこの時期は売上が減少する時期で、さらに新型コロナウイルスの影響もあり、対前年度比は落ち込んでいる。新型コロナウイルスの感染拡大でさらに先行きが不安である。(ディスプレイ) ●国のGoToトラベル事業等によって宿泊需要は回復傾向にあったが、年末年始の事業の一時停止による影響が出て落ち込みが見られる。現在は、全国的に感染拡大の状況にあり、感染拡大防止が必要であるが、感染状況が落ち着いてくれば、地方からでも需要喚起策の再開を期待したい。(旅館) ●12月は、新型コロナウイルス感染の再拡大で例年の年末繁忙期は何処へやら、県下の美容所を見ると30日、31日から正月休みに入る店舗が多数あった。年末年始はセットに着付けにと多忙を極め、風物詩としてテレビや新聞などの報道取材を受けていた頃が懐かしく、寂しく思えた年末であった。(美容)
	建設業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省は時間外労働の上限規制が2024年4月から建設業に適用されることを見据え、直轄工事での「週休2日工事の取り組み方針」を決めた。地元建設業の場合、現状、週休2日についてはせいぜい隔週が精一杯という企業が多い。完全週休2日制を進めていくためには、適正工期の設定と発注時期の平準化が必須となる。また、長時間労働是正のためには時間外労働を減らしていかなければならないが、技術者は現場作業終了後、事務所に戻り書類作成等に関わることが多く、近年、提出書類の簡素化が進んでいるが、今後も引き続きの課題と言える。(総合建設)
	運輸業 ☔	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により12月上旬期の営業収入は対前年比70.4%と大幅な減少となっている。(タクシー) ●令和2年11月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、△4.0%減となり、対前月比では△4.5%減となった。また、11月分利用車両数の対前年同月比は、△3.1%減となった。(トラック) ●国土交通省が12月(令和2年11月30日時点まとめ)に発表した「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査(貨物自動車運送業)」によると運送収入(前年同月比)について20%以上減少した事業者が10月は全体の12%であったが、11月は11%となった。品目別の運送収入については、製造業の生産活動の停滞等の影響で、鉄鋼厚板その他金属素材、完成自動車等の荷動きが引き続き低調傾向である。また、全日本トラック協会が認定(国土交通省推奨)する評価制度「Gマーク」(安全性優良事業所)が12月に全国で9,296事業所認定され、合計27,065事業所(全てのトラック事業所の31.3%、対前年度比0.8%増)となった。2019年(1月～12月)の事業用トラック1万台あたりの事故件数においてGマーク認定を取得したトラックの死亡・重傷事故の件数は、認定を取得していないトラックと比較して半数以下となっている。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品	☔	☔	☔
	繊維・同製品	☔	☔	☔
	木材・木製品	☔	☔	☔
	印刷	☔	☔	☔
	窯業・土石製品	☀	☀	☀
	鉄鋼・金属製品	☔	☔	☔
	輸送用機器	☔	☔	☔
	その他	☔☁	☔☁	☔☁
	非製造業	卸売業	☺☁	☺☁
小売業		☔☁	☔☁	☔☁
商店街		☔	☔	☔
サービス業		☔	☔	☔
建設業		☔	☔	☔
運輸業		☔	☔	☔
その他		☔	☔	☔

DI値の推移(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①直近1か月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等で、直近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3か月(直近1か月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

①残高2億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給

②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給

③特別利子補給制度(注)

(注)特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件(売上減少要件：中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方については、利子補給を受けることで、2億円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

**株式会社商工組合中央金庫
高松支店**

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	4,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率ー0.9% 4年目以降：基準利率
		4,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	2億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率ー0.9% 4年目以降：基準利率
		2億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2)一部の対象者については、基準利率ー0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

URL : <http://www.jfc.go.jp>

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

香川労働局からのお知らせ
香川県特定最低賃金（4業種）が改正されました

令和2年12月15日から

- ① 冷凍調理食品製造業は、時間給821円
- ② 機械器具等製造業は、時間給943円
- ③ 船舶製造・修理業、船用機関製造業は、時間給956円
- ④ 電気機械器具等製造業は、時間給886円

に改正されています。

ご不明の点につきましては、

香川労働局 賃金室 TEL.087-811-8919へお問い合わせ下さい。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。


- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための
退職金制度です！

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模企業共済

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	推し、燃ゆ	宇佐見りん	河出書房新社／1,540円
2	スマホ脳	アンデシュ・ハンセン:著 久山葉子:訳	新潮社／1,078円
3	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野圭吾	光文社／1,980円
4	えんとつ町のプペル	西野亮廣	幻冬舎／2,200円
5	野良犬の値段	百田尚樹	幻冬舎／1,980円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人
産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 **香川事務所**
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355

FAX:087-802-6357

ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

